

日名条自治会集会所 使用規則

平成 25 年 3 月 7 日作成

- 1 日名条自治会は、自治会規約に定める目的達成のために、次の土地家屋を日名条集会所として使用する。
日名条集会所：所在地 東広島市高屋町中島 290（〒739-2125）
- 2 日名条自治会会長は、上記集会所の管理運営を行うこととする。
又会長は、集会所の鍵を保管する。
- 3 上記集会所を使用する際は、予め 2 日前までに予約をしなければならない。
ただし、申し込みが重複したときは、その先着順とする。
- 4 自治会会員が自治会活動のために使用する場合は、原則として無料とする。
日名条区域外の人の使用は、3 時間以内は 1,000 円、それ以後 1 時間毎に 200 円ずつ追加する。
- 5 集会所利用者は、以下の使用上の注意を順守しなければならない。
 - ① 室内は禁煙とし、また室内の家財道具には触らない。
 - ② 室内に破損が生じた場合、日名条自治会の責任としてその修繕・補修を行なう。
ただし故意によって生じた場合には、その修繕費を当人が弁償しなければならない。
 - ③ 室内暖房に灯油を使用する時は、利用者は可能な限りその持ち込みによって暖をとらなければならない。
 - ④ 終了時には水道・ガスの栓を閉め、火の元を確認する。
 - ⑤ 掃除をし、ゴミは持ち帰る。
 - ⑥ 窓・カーテンを閉める。
 - ⑦ 使用前の状態に戻っているか確認する。
 - ⑧ 電気を消し、プレーカーをすべて OFF にする。
 - ⑨ 鍵を掛ける。
 - ⑩ 集会所使用記録簿に記入し、鍵とともに会長に戻す。
(使用年月日・使用時間数・使用人数・使用目的・使用上の注意確認等)
- 6 電気料金については、日名条自治会の名義とする旨の変更届けを中国電力株式会社に提出し、集会所に関わる電気料金の支払いは日名条自治会が行うこととする。
- 7 上記定め以外のことで問題が発生した場合には、会長は速やかに副会長と対応を協議し、貸主及び使用する会員等に支障が起らないようにしなければならない。